

令和3年3月5日付け事務連絡において、経過措置の適用期間等は別途通知することとされていたところ、1都3県において、催物の開催制限等の経過措置を4月18日までとする等を通知するので、引き続き、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事務連絡  
令和3年3月19日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置を終了することとし、基本的対処方針を改定した。

令和3年3月5日付け事務連絡において、緊急事態宣言解除後の取扱いは、「緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する」とされていたところ、法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、経過措置の適用期間等、1都3県における留意事項等を通知する。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

記

1. 1都3県における催物の開催制限

(1) 催物の開催制限の目安

令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、同事務連絡1.(2)に示す目安の適用期間等については、緊急事態宣言が延長されていたことに伴い、別紙のとおり、4月18日まで延長すること。

## (2) 人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。

## (3) その他留意事項

### ① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)③(I)のとおり取り扱うこと。

### ② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

#### 【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1.の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

#### 【3月3日から販売されたチケット】

当該チケットは、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)の目安を超えないこと。

## 2. 1都3県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、同事務連絡2.(2)に示す目安の適用期間については、緊急事態宣言が延長されていたことに伴い、別紙のとおり、4月18日まで延長すること。

## 3. 1都3県における外出の自粛等

令和3年2月26日付け事務連絡3.(2)のとおり取り扱うこと。

## 4. その他留意事項

### ① 1都3県以外における催物の開催制限、施設の使用制限等の取扱いについて

令和3年2月26日付け事務連絡1.～3.のとおり取り扱うこと。

② 感染拡大防止に必要な取組の継続

令和2年11月12日付け事務連絡2.～4.、令和3年2月4日付け事務連絡3.及び4.、令和3年2月26日付け事務連絡4.など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。

【別紙】

1 都 3 県におけるイベント開催制限等の段階的緩和について

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	20時まで
経過措置 (約1か月、 ～4/18)	大声なし※1 100%以内  大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方  <small>注：大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。</small>	都道府県の判断
その他都道府県	<small>注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討</small>	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3  <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※5 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。